平成２７年（フ）第１０３２号
堺市堺区大町東１丁１番３－1308号
債務者　**吉**村　奈美（旧姓尾畑）
1　決定年月日時　平成28年２月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月６日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第１０４４号
堺市中区八田寺町193番地３
債務者　佐**藤**ひろみ
1　決定年月日時　平成28年２月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月６日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第１１０３号
堺市西区北条町２丁５番４号
債務者　吉本しのぶ
1　決定年月日時　平成28年２月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月６日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第１１１７号
堺市中区大野芝町593番地２　山東アパート２階９号
債務者　釜野　勝美
1　決定年月日時　平成28年２月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月６日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第１１２２号
大阪府富田林市寺池台４丁目２番340―406号
債務者　木匠　裕志
1　決定年月日時　平成28年２月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月６日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第１６号
堺市中区宮園町５番３－406号
債務者　波食　英志
1　決定年月日時　平成28年２月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月６日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第４５号
堺市南区茶山台２丁７番６－205号
債務者　岡田　良作
1　決定年月日時　平成28年２月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月６日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第５０号
堺市南区晴美台３丁14番12―410号
債務者　植田　晃平
1　決定年月日時　平成28年２月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月６日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第８０号
堺市西区鳳中町10丁６番地１　パレス竹ヶ城４－Ｃ
債務者　松尾　香織
1　決定年月日時　平成28年２月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月６日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第１５号
埼玉県秩父市野坂町１丁目２番３号　富士荘101、旧住所埼玉県秩父市荒川白久1113番地10
債務者　蟻ケ崎　進
1　決定年月日時　平成28年２月12日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月７日まで
さいたま地方裁判所秩父支部破産係

平成２７年（フ）第１９号
埼玉県秩父市滝の上町４番19号　コーポ富士４号
債務者　石川由美子
1　決定年月日時　平成28年２月12日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月７日まで
さいたま地方裁判所秩父支部破産係

平成２８年（フ）第８号
盛岡市岩清水４番16号　コーポ石井Ｂ号
債務者　新里　健治
1　決定年月日時　平成28年２月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月８日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２７年（フ）第９４号
新潟県上越市三和区日和町100番地
債務者　梅澤　一雄
1　決定年月日時　平成28年２月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月８日まで
新潟地方裁判所高田支部

平成２８年（フ）第７号
静岡県富士市川成島726番地の３シティハイツよしかわ201号
債務者　森　　政信
1　決定年月日時　平成28年２月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月８日まで
静岡地方裁判所富士支部

平成２８年（フ）第８号
静岡県富士市川成島726番地の３シティハイツよしかわ201号
債務者　森　　信明
1　決定年月日時　平成28年２月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月８日まで
静岡地方裁判所富士支部

平成２８年（フ）第１１号
静岡県富士宮市野中1060番地の１　市営白尾住宅Ｃ棟33号
債務者　齊藤　真里
1　決定年月日時　平成28年２月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月８日まで
静岡地方裁判所富士支部

平成２８年（フ）第１９号
愛知県江南市野白町西千丸73番地　コーポ千丸Ｅ
債務者　浅野　　雫
1　決定年月日時　平成28年２月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月８日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２７年（フ）第４７７０号
大阪府豊中市小曽根２丁目１番３－202号
債務者　大野　　伸
1　決定年月日時　平成28年２月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部